論 文

神戸児童連続殺傷事件,加害者Aの更生過程の考察 No. 2

木村隆夫

日本福祉大学 福祉経営学部 (通信教育)

The Kobe Child Murders, Consideration about the Rebirth of Assailant A, No2

Takao KIMURA

Faculty Healthcare Manegement (distance education), Nihon Fukushi University

Keywords: 少年凶悪事件, 自己否定型犯罪, 4 ゼロ状態, 非行克服支援プログラム

要旨

筆者は、本論集第5号で「児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察」を発表した。前論では収集できる資料を分析して検証したが、A自身から聞き取り調査が行えないことと、少年院の処遇記録が公開されないことなどから検証には限界があった。

今回, Aが手記『絶歌』を発刊した.この書は被害者遺族に無断で発刊されたことなどから,世間から厳しく批判されてはいるが,内容的には,反省・悔悟の心境が全編にわたって綴られ,生涯をかけて贖罪活動を続けると共に,凶悪犯罪に手を染める恐れのある人に対しても,犯罪防止を訴え続けるという決意が込められた著書である.

また、『絶歌』では率直に事実や心境が開示され、これまで知られていなかった事実も多く公開されたので、これまで十分検証できなかった。 なぜ、あのような猟奇的な凶悪事件を起したのか、 Aのような凶悪事件加害者でも更生できるのか、 更生のための支援はどのような方法が有効なのか、 同種事件発生を防止する手立てはあるのか等、についてかなり検証することができたと思料する.

なお、不明な部分や理解しがたい部分も多く残されているが、少年院での処遇記録が公開されれば、さらに判明することも少なくないので、同記録の公開が強く望まれるところである.

目次

はじめに

- 1 前論「神戸児童連続殺傷事件,加害者Aの更生過程の考察」で検討した疑問点と検討課題の整理
- (1) あのような凶悪事件をなぜ起したのか、少年Aの持つ 問題は何か
- (2) 更生のためには、どのような支援が効果的なのか
- (3) 更生したと断言できるのか,再犯の恐れがなくなったといえるのか
- 2 著書『絶歌』からみた、加害者Aの更生過程と問題点・ 課題
 - (1)『絶歌』の全体構成
 - (2)「なぜあのような犯罪を起こしたのか」についてのA の振り返り
 - (3) 家族との関係
 - (4) 犯罪にいたる経過と原因・背景
 - (5) どのようにして生き直しの意欲が生み出されたのか
 - (6) 仮退院後の社会内での更生支援
 - (7) 贖罪の問い続けと、被害者・被害者遺族への謝罪

- (8) Aに続きかねない人へのメッセージ
- 3 『絶歌』で明らかになった神戸児童連続殺傷事件原因・ 背景の考察
 - (1) 思春期・青年期の三層構造の困難
 - (2)「燃焼ガスモデル」でAの犯罪を考える
 - (3) 少年Aの犯罪はどうすれば食い止められたのか
 - (4) 自己否定型犯罪としての神戸児童連続殺傷事件
- 4 自己否定型犯罪者の更生過程と更生支援のあり方
 - (1) Aの更生過程
 - (2)「自己否定型犯罪」に対応する更生プログラムの検討
- 5 20年後の考察
 - (1) Aは更生したのか
 - (2) 生育史や犯罪体験を言語化・文章化する効果
- (3)『絶歌』出版をめぐる公共・大学図書館の対応ついて 最後に

引用・参考文献

はじめに

筆者は 2013 年に,神戸児童連続殺傷事件の加害者 A の更生過程について,「神戸児童連続殺傷事件,加害者 A の更生過程の考察」を執筆した.(以下「前論」とする)

前論執筆では、入手できる資料を多く読み、分析をして真実の究明に努めようとしたが、少年院などの公的機関が情報開示をしていないことなどから、疑問点を多く残すこととなった。

その後加害者が「元少年A」の名で著書『絶歌』を発刊した.この著書については被害者遺族への連絡も了解も得ないまま出版したことなどから、新聞やネットでの批判・非難の嵐にさらされることになった.書評を見ると批判的立場に立ったものが大部分であったが、その多くが著書を読まずに報道された情報のみで判断しているのではないかと思われるものであり、「こんな著書は読むべきではない」「犯罪者には自分を語る資格はない」と頭から否定する論調が目立った。

一方,数は少ないものの評価的な書評もあり,「この本は世に出してよかったと思える内容になっている.少年が当時の体験や心情をしっかり思い出し,過ちから逃げずに向かい合っている.(中略)被害者遺族に事前連絡をしなかった点については問題であるが,それを考慮しても読む価値があり,遺族にもいつの日か読んでもらいたい」(長谷川豊:元テレビアナウンサー).

「死刑になりたいと願い, 死刑になれないとわかって 絶望し, 生きることを強要されて生き始め, 不安定な生 活を生きる中で生きたいと願うようになり, 自分が奪っ た命の大きさを知ったというくだりが本の中にあります.彼自身,この本を読む誰よりも,ひょっとすると『命が尊い』ということを実感しているんじゃないんでしょうか.だからこそ,ストレートに表現できなかったように思えてなりません.この本には,非常に大きな社会的な意義があります.14歳にして猟奇的な殺人を犯した一人の男性が,その後の人生をどう生きているのか.その記録としての価値は,とてつもなく大きいでしょう.教育書としての価値もあるのではないか,そう思います.そして,刑事事件や少年事件,事件を起こした人にかかわるすべての人にとっても,その罪を犯した人の心理を理解するうえで,貴重な一冊といえると思います.(寺林智栄:弁護士)

筆者が読みこなした『絶歌』には、前論で疑問点とせざるをえなかったことについての回答がいくつか含まれていたが、本人でなければ書けない新たな事実もいくつか開示されていた。反面、Aは今でも大きな「心の病」を抱えているのではないかと思わせる記述もあり、『絶歌』は「玉石混淆」という内容を持つ資料であるといえる。

本論では、前論で明記した疑問点及び課題としたことについて、『絶歌』を貴重な資料としながら解き明かし、 凶悪犯罪を行った人の更生過程の究明と、更生支援のあり方を考えて行くこととする.

1 前論「神戸児童連続殺傷事件,加害者Aの 更生過程の考察」で検討した疑問点と検討課 題の整理

前論を執筆した時点では、Aが事件を引き起こしてから 15 年、社会復帰をしてから 9 年近く経過していた。そこで「15 年後の考察」として、 あのような凶悪事件をなぜ起したのか、少年 A の持つ問題は何か、 少年 A は、果たして更生できるのであろうか、 A が少年院を仮退院し社会に戻ってから再犯を行ったという情報がないことから、A は更生したのだろうか、 再犯の恐れがなくなったといえるのだろうか、という疑問点を基本として解明に努めた。

その結果、上記4点を含めてさらに多くの疑問点が生 じ、下記のようにとりまとめた。

(1) あのような凶悪事件をなぜ起こしたのか、少年Aの 持つ問題は何か

性的サディズムなどの資質上の負因がどのように影

響したのか.

どのような状況で殺人衝動が生じたのか、衝動をコントロールしようとしたのか、なぜできなかったのか。

母親の虐待に大きな要因があると言われているがど うか.

なぜ死刑となることを願ったのか.

被害者のAYさんとJ君との関係.

(2) 更生のためには、どのような支援が効果的なのか 少年院の更生プログラムはどのようなものであり、 どのようにして効果があったのか.

社会内での更生支援プログラムは、どのようなものであり、どのようにして効果があったのか.

被害者についてどのような教育を受け, 贖罪感を育 ててきたのか.

(3) 更生したと断言できるのか, 再犯の恐れがなくなっ たといえるのか

自立の努力と支援の実態.

再犯の衝動は起きないのか、あるいは起きたときに はどう対処しているのか.

被害者遺族への対応と贖罪活動をどのように進めてきたのか.

の視点である.この解明には、Aの手記を読むかAに直接聴取することが必要であることと、少年院教育及び社会内処遇の経過と結果の可能な範囲での公開が求められるが、法務省は少年院教育と社会内処遇に関しての情報を一切伏せている.

今回、Aから自著『絶歌』という貴重な資料が提供されたので、上記の疑問点を中心として可能な考察し、同種の困難を抱えた青少年犯罪の事前防止のあり方と、犯罪をしてしまった青少年の更生支援のあり方を考察することとする.

なお,事件の経過を本論執筆時 (2017年8月末)で再度換算すると,事件を引き起こしてから20年6月,社会復帰してから13年5月経過していることとなる.本論は「20年目の考察」として執筆する.

- 2 著書『絶歌』からみた,加害者Aの更生過程と問題点・課題
- (1)『絶歌』の全体構成

まずは、著書『絶歌』の全体構成を整理したい.『絶歌』は「玉石混淆」の内容であると記したが、まずは

「石」の部分を確認する. 被害者遺族の感情を刺激し ないよう相当意識して執筆していることは感じられるも のの, 配慮の乏しさが各処に残っている. 被害者の殺害 場面では残酷な記述は避けているものの、ネコ殺しの場 面では残酷な記述が見られ、もし遺族が読んだとき、ネ コ殺しの場面がわが子の殺害場面と重なって読み取られ るおそれがある. Aはこのことに気がついていないのか, それともなお矯正されていないとみられる「性的サディ ズム」のなせるわざなのかは不明であるが、被害者遺族 に読んでもらいたいのであれば書くべきではなかった. さらに、同様の箇所がもう一カ所ある. Aと関わった 人について、ニックネームで表現しているが、その中に は不快感を抱かせるのではないかと思われるニックネー ムもあり、これまで指摘されてきた「共感性の乏しさ」 が感じられる. Aが大きく人間変革を遂げることがで きたといわれている「矯正教育」についてほとんど触れ られておらず、多くの専門家が残念に感じており、「矯 正教育はうまくいかなかったのではないか」という憶測 も生じている.

一方、「玉」の部分は数多い. 社会から罵詈雑言を浴びせられている『絶歌』ではあるが、Aは率直に自己の心理状態を開示しており、これまで分からなかった、Aだけが知っている事実もいくつか開示されている. Aが手記を書こうとした思いは次の5点にあると読み取ることができた. さらに商業出版をも望んだ理由はそのことを広く知ってもらいたいとの強い願いがあったのではないかと思われる.

「自分はなぜあのような犯罪を起こしてしまったのか」の問い直し.

「自分はモンスターではなかった」ことの確認.

被害者・被害者遺族への謝罪.

生き直しの意欲を確保できたことの確認と, 贖罪感 を醸造し生き続けることの宣言.

Aに続きかねない困難を抱えている人への犯罪 (特に殺人犯罪) 抑制への呼びかけ.

Aの意図は上記の通りであるとはいえ、発刊過程は意図から大きく解離した結果を招いている。被害者や被害者遺族に何の断りもなく出版したことから被害者遺族の激怒を招いた。Aの立ち直りを信じ、更生の努力を支えてきた人にとっても、裏切られたような心境を生み出してしまった。辛らつな批判が寄せられている『絶歌』ではあるが、「玉石混淆」のなかから、上記の5点の意図

日本福祉大学子ども発達学論集 第10号 2018年1月

を順次整理していきたい.

- (2)「なぜあのような犯罪を起こしたのか」についての Aの振り返り
- 1) 性的サディズムなどの資質上の負因についての自己 分析

少年審判での決定では、Aの抱える資質的負因として、「性的サディズム」「直感像素質者」「低い自己価値感情と乏しい共感能力」が上げられているが、『絶歌』でAは幼いころから資質上の問題を抱えていたと自己分析している。『絶歌』の表紙裏に3歳の時の祖母と一緒の写真を掲載しているが、「幼い顔には不吉な『翳"が刻み込まれているように感じる」(A:39)と記し、小学生になってからは「勉強も運動もできない、人とまともなコミュニケーションも取れない、彼の名を呼ぶものは一人もいない、誰も彼がいることに気づかない、それがボクだ」(A:7)と振り返っている。さらに、「僕は病んでいた。「精神病か否か」という次元ではない。人間の根っこが病気だった」(A:18)と回顧している。

Aは逮捕時の状況について、「枕の周りを取り囲むようにして積み上げたぬいぐるみの要塞を推し崩し1階へ降りた」(A:8) と記している. なぜぬいぐるみを寝具の周りに積み上げたのかについては述べていないが、青少年で凶悪事件を起こした人の一つの共通項として、凶悪事件とはいかにも解離した、小心さ、幼稚さ、幼児性を見ることが多い. 例えば、秋葉原事件の加害者 K は、小学校高学年でも夜尿症に悩まされている. A は「ぬいぐるみの要塞」のなかで心の安定を図るという幼児性があり、これも資質上の負因に挙げられるのではないかと考える.

2) 自己コントロールがきかなくなり、殺人衝動に至る 経過

Aは、年齢が増すにつれ心理的不安定さが増幅し、異常な言動が進行していく、「僕の人生が少しずつ脇道にそれていくことになった最初のきっかけは、祖母の死だった。祖母はこの世で唯一、ありのままの僕を受け入れ守ってくれる存在だった」(A:48)と綴っている。さらに「サスケ (死んだ愛犬)の小屋に目を移すと、野良猫がサスケのえさを食べていた。 - 殺そう - 唐突にそうひらめいた。僕の心と体を支配したのは、「サスケの死を侮辱された」という子供らしい純真な "怒り"の感情では

なかった. まちがいなくそれは性的な衝動だった」(A:58) と,祖母と愛犬の相次ぐ死がAのこころを狂わせてしまったと自己分析している.

筆者は前論で、「ネコ殺しは、「愛犬サスケ」の薬の入ったえさを猫が食い荒らした。そのため愛犬が病死したと思い込んだ。その報復として始めたのではないかと推測する。犯罪や非行は偶発的な出来事で始められることが少なくない」(前論:51)と推論を述べたが、Aは「そうではない、性的な衝動であった」と否定している。前論はインターネットで公開されており、Aが閲覧したかどうかは不明であるが、前論の質問への回答であるようにも感じられる。

Aはその後、「ネコ殺し」「友達への暴力」と問題行動をエスカレートさせていく、ネコ殺しについて、「祖母やサスケ(愛犬)、愛するものたちを次々と奪っていった死、自分には手も足も出せなかった領域にあった死を、完璧にコントロールした。このつぶれた猫の顔は、死に対する自分の"勝利"だ、あの頃の僕にとってそれに勝るエクスタシーなどなかった」(A:64)と書いている、

暴力衝動が抑えられず、友達に暴力を行ったときについて、「父に詰問され突然全身が震えだした. - どうして殴った? それは自分が聞きたい. 自分はいったいどうしたというのだろう、何をしようとしているんだ - 自分の中で何かが崩れていく. 自分で自分をコントロールできなくなっている. それが急に怖くなり、何かの発作のように激しく震えながら、涙が止まらなくなった」(A:80)として、自己コントロールができなくなっていく状況を記述し、「僕は痛みに耐えられなかったのかも知れない. 「痛みを感じられない痛みに』. 人間としての不能感に」(A:17)と自己分析している.

(3) 家族との関係

1) 母親との関係

前論ではAと家族との関係について詳しく分析した. 母親がAを支配しようとした,厳しい子育ては見られたが,虐待といえるかどうか疑問は感じていたものの,事件発覚後,母親をおそれていたかのような作文が公表され,母の虐待が事件の背景にあるとの言説が流されたことにも影響を受け,筆者も母親とは,虐待・被虐待関係に近い不全な関係にあったと結論づけたが,Aは,『絶歌』では全面的に否定し,「母親を憎んだことは一度もなかった.事件後『母親の愛情に飢えていた』『母親に も責任がある』と書かれた. でも実際はそうではない」 (A:151) と断言している.

逮捕後、家族との面会を拒否し接触を避けた理由については、「(逮捕後に万が一に釈放されたと仮定して)家に帰って母親になんと説明すればよいのだろう、また母親に嘘をつかなければならない、また母親を騙さなければならない、母親はきっとボクの言葉を鵜呑みにして、ボクを全面的に信じるだろう、それに耐えられなかった」(A:12).

Aはさらに、「『僕の母親は"母親』という役割を演じていただけ』『母親は一人の人間として僕を見ていなかった』少年院にいたときそう語ったことがある。でもそれは本心ではなかった。誰も彼も母親を『悪者』に仕立て上げようとした。そんな状況の中で、いつしか僕自身『母親を悪く思わなくてはならない』と考えるようになってしまった」(A:151-152)と『母親虐待説』を全面否定している。

前論では、少年院の面会等を通じて母親の気持ちを理解し、関係の改善が進んでいると分析したが、「絶歌」でAは、「母親は僕が被害者にどんなにひどいことをしたのか、そのすべてを知っても、以前と同じように、いやそれ以上に、ありのままの自分を受け入れ愛し続けてくれた、僕が母親を信じる以上に、母親は僕を信じてくれた」(A:152)と、母親に対しての感謝の気持ちを示している。

これを読んでも、なお「根底には母親の虐待がある」とする識者が多いようであるが、筆者はAの意見をそのまま受け入れる。ただ、母親についての記述は、祖母・父・兄弟について書かれた分量と比較すると少ないことから、虐待関係ではないとしても、祖母のように甘えられる存在ではなかったことは確かなようであり、愛着障害があったことが感じられる。

2) 祖母との関係

前論では、母親との関係がうまくいかないことを補う 形で祖母への信頼と思慕が強いと分析したが、「絶歌」 でも、「祖母はこの世で唯一、ありのままの僕を受け入 れ守ってくれる存在だった、僕は親に叱られると、祖母 の部屋に逃げ込み、祖母はただ黙って僕を抱きしめかばっ てくれた」(A:48) と記している.

表紙裏に祖母に抱かれた幼いAの写真が掲載されているが、Aは「もしもう何年か祖母が生きていたら、ぼく

は事件を起こさずに済んだのだろうか、それとも僕は同じことをしたのだろうか」(P37)と自問自答したうえで、「僕が何をしようとも、祖母は僕に全身全霊を懸け愛してくれたと思う」と記していまなお亡き祖母を心の支えにしているようである、非行少年になろうとも、引きこもり者になろうとも、「全身全霊」を懸けて愛してくれる家族の存在をAが強く求めていることが、この写真掲載の理由であると思われる。

一方では祖母を冒涜するような,衝撃的なできごとが開示されていた.「祖母の位牌の前で,遺影に見つめられながら,祖母の愛用していた遺品を使って精通を経験した」(A:48)「僕の中で"性"と"死"が"罪悪感"という接着剤でがっちりと結合した瞬間だった」(A:49)と記している.このとき生じた"罪悪感"が,Aを自己崩壊にまで導くこととなり,殺人事件の引き金とも,導火線ともなっていったようである.

3) 父・弟たちとの関係

『絶歌』では父や弟たちについての記述量が多い.父については15ページに渡って,手先が器用で生真面目な父の姿を描き「少なくとも父親は,僕の中に得体の知れない恐ろしい一面があることを認め,それも含めて僕を『息子』として受け入れているように見えた」(A:110)と記している.

第たちについては、「(少年院面会の後で) 第2人から 手紙が届いた.次男は『俺もAも絶対に抜け出せないと 思っていたあの迷宮から抜け出した』と書かれていた. 僕はその言葉を目にしたとき、次男がこんなに彼を苦し めた僕と一緒に苦しみ、共に戦ってくれていたのだとい う気がして、うれしくて涙が止まらなかった」(A:266). 家族について書かれた部分を見ると、犯罪者となって 家族に深刻な苦しみを与えたことについての謝罪の気持 ちが伝わると同時に、『絶歌』出版後は、家族との関係 を断つと決意した別れの手紙のようにも感じられた.

(4) 犯罪にいたる経過と原因・背景

1) 居場所・目標・自尊感情・存在感を獲得できない4 ゼロ状態となる

筆者は、長年にわたって非行克服支援の実践を積み重ねてきたが、非行や犯罪をした多数の青少年と接する中で、「心の居場所」「自尊感情」「目標」「存在感(自分でも社会の役に立つ)」の4つが喪失しているか、不良仲



図1 自尊感情喪失から4ゼロ状態へ

間の中に「居場所」を求めるなど、変形してしまってい ることに気がついた. Aの当時の状態は図の通りであり, 犯行声明の中の「透明な存在のボク」というフレーズは、 4ゼロ状態となった心境を見事に表現している.

Aの事件が凶悪事件であったにもかかわらず、一定数 の青少年の共感を呼んだと言われているが、その多くが、 同じ4ゼロ状態にあった若者たちではなかったかと考え る.

Aは、「怪物と呼ばれ、ひとりでも多くの人に憎まれ、 否定され、拒絶されることだけが僕の望みであり、誇り であり、生きるよすがだった」(A:23).「この頃の僕 は、『死ぬ』ことよりも『生きる』ことのほうが、何千 倍も怖かった」(A:15) と記している.

2) 心理的自殺をはかり死刑を願う

凶悪な事件と、警察をからかうかのような犯行声明か ら, 得体の知れないモンスターと感じた人も多いAでは あるが、Aは今、自分はモンスターではないと強調する. 「人を殺すという極限行為に及んだ人間が、冷静に正気 を保っていられるほうがおかしい. 一連の犯行に及んで いるあいだ、僕は常におびえ、焦り、混乱していた.心 の中ではパニックを起こし泣き叫んでいた. 僕は冷酷非 情なモンスターでも、完全無欠の殺人マシーンでもなかっ た. 憐れなほど必死だった」(A:34).

さらに、自己コントロールができない自分は死刑にな るしかないと思い込み、「この頃のボクはもう自分をコ ントロールできなかった、だから、誰かに力ずくで止め てもらうしかなかった. 中略. 今すぐ終えてほしい, は やく死刑台に連れて行って全てを終わらせてほしい」 (A:11).「早く捕まえてほしかった、同時にぎりぎり まで抵抗したかった、これ以外に必死になれるものは何 一つ残されていなかった」(A:12).「ボクにとっての 救いは死刑だけだった. 自分が手にかけた」くんと同じ 苦しみを受けて死ぬ. ボクの中で用意されていた結末は それしかなかった」(A:15).

3)被害者」君についての思い

Aは、AYさん (10歳) とJ君 (11歳の) 2名の殺 人を行っている. A Y さんとは面識がなく, たまたま出 会ったことでの犯行であったが、」君は弟の同級生であ り、Aもよく一緒に遊び、表面上は可愛がっているとみ られていた.

AYさんの殺害についての具体的記述はないが、J君 の殺害の動機については、「ニュータウンの天使」とい う中見出しを付けて、想像もつかなかった記述をしてい る.

AがJ君と最初に出会ったのは、祖母が亡くなったこ ろであったと綴った後、「祖母の死をきちんとした形で 受け止めることができず、歪んだ快楽におぼれ悲哀の仕 事 (グリーフワーク) を放棄した穢らわしい僕を, J君 (原文実名・以下同じ) はいつも笑顔で無条件に受け入 れてくれた. 」君が傍にいるだけで、僕は気持ちが和み、 癒やされた、僕はそんなJ君が大好きであった」(A:1 23) と記している. Aによれば、最愛の祖母が亡くなっ た後、J君は祖母に変わって、Aを無条件に受け入れて くれる、この世で唯一の貴重な存在であったようである. 当時裁判官であった井垣康弘は、「審判中、少年鑑別所 にいる間に、AがJ君の顔を絵に描いたものがあるので すけど、」君を天使の顔として書いていた. なぜこんな にかわいく書くのだろうかと、関係者みんなが首をひねっ たのだけど、そのときは本人が」君の気持ちを言わなかっ たので分かりませんでした」(井垣・木村 2015:9), と 振り返っている.

そのJ君をなぜ殺害したのか、Aは次のように綴って いる.「」くんのきらきら輝く瞳に、自分も飲み込まれ てしまうことが、耐えられなかった、僕は自分が侵され、 溶かされていくような激しい恐怖にとらわれ,気が触れ たように」君に飛びかかり馬乗りになって殴りつけてい た. いったい誰が信じられるだろう, 受け入れられるこ とで深く傷つくような、腐敗した心があり得ることを. 僕は」君が怖かった. 」君が美しければ美しいほど, 純 潔であればあるほど、それとは正反対の自分自身の醜さ 汚らわしさを、合わせ鏡のように見せつけられている気 がした. J君が怖い. J君に写る自分が憎い」(A:125). さらに、「J君の瞳が映し出す醜い自分を消し去り、

きれいな」君を自分のそばにとどめたい.この2年後、

僕はJ君と自分自身を、タンク山で同時に絞め殺してしまった」(A:127) と記述している. Aの記述の通りであれば、J君の殺害動機は無理心中のようなものである.

Aは、殺害後も不可解な行動をしている。遺体切断後、女性の性器を思わせるような木のほこらに首をかくしている。「生命の起源を象徴する木の根元に、僕は(J君の)遺体の一部を隠した。心のどこかでJ君を生き返らせたかったのではないか、『ふざけたことをほざくな』と思われるかも知れない。しかし、極限状態に置かれた人間という者は、時には正常な頭では思い浮かばない異常な行動に出ることがある」(A:33)と記しているが、その後それを取りだして、中学の校門にサラしていることについては触れられていない。

「生き返らせる」試みについては、Aだけではなく人命に関わる事件を起こしたときに、極限状態の中で実行したという話しを何度か聴いている。有名な事件としては、光市の母子殺人事件で加害者少年が、殺害した母親に性的陵虐を行ったことを、「生命を復活するために行った」と供述している。筆者も、交通死亡事故をおこし119番通報をした後に逃走し、1週間目に自首した少年と少年院で面接したことがある。少年は逃走中、被害者を生き返らせるため、ドラエモンを呼び出して時間を戻してもらおうと東京まで行き、のび太の住む街のモデルと言われる練馬区を徘徊したり、都内のキリスト教会を回って被害者の復活を祈ったりしていたという。

Aの話が信用に値するかどうか、否定する人が多いと思われるが、このことをずっと隠し続け『絶歌』でやっと告白した経緯を考えると、受け入れるべき内容ではないかと考える.

(5) どのようにして生き直しの意欲が生み出されたのか 1) 司法関係者との出会い

逮捕されたAがまず出会ったのは、警察官、裁判官、家庭裁判所調査官など司法関係者である。Aは、「彼らはおしなべて親切だった。僕にはその親切心が "屈辱"でならなかった。僕は憎まれたかった。罵倒されたかった。痛みつけられたかった。おそれられたかった。他人の善意が煩わしかった。気を遣われることさえ不愉快だった」(A:22)と書かれているが、司法関係者について記述は少ない。

前論で、Aが早期の死刑を願ったのに、死刑となることを否定され、司法関係者から「生き続けるべきだ」と

指導され、パニックになったことを紹介したが、究極の 選択として死刑となることを選んだにもかかわらず、 「死ぬよりも千倍怖い生き続け」を強いた司法関係者へ のわだかまりがいまなお残っているのだろうか.

2) 精神科医との出会い

一方精神科医との出会いについては記述も多く,しかも,想像もつかなかったことが書かれている.「『君はマスターベーションの時どんなことをイメージするの』彼はのっけから確信に切り込んだ,僕は内心動揺しまくった.なぜ? なぜ分かったんだ?下手な小細工や作り話が通用する相手ではない」(A:133).

Aは、祖母の遺品で精通したことと、J君が美しく怖かったとの思いについては誰にも知られたくなかった. ところが、精神科医の前では隠し通せないとの恐れを感じて、「『史上最年少シリアルキラー』(注3) のストーリーに沿って話すこととした. (中略) 『人を殺して身体を裂き、内蔵を貪り喰うシーンを想像します』. (中略) やはり最初から当たりを付けていたのだ. 事実のちに彼らは、『この最初の質問で事件の構図の 90 パーセントが把握できた』と語った」(A:134).

Aは精神科医には好感を持ち、上記の2点は秘匿したものの、鑑定面接には協力的に臨んだようである.「僕は精神科医に畏怖の念を抱いたが、同時に個人的『好感』も持った.彼の中に自分と同じ屈折した探求者のニオイを感じ取った.僕も彼もある意味自身の快楽に忠実な人間だった」(A:135).

精神鑑定では次のようにまとめられている.「思春期前後のある時点での、動物の嗜虐的殺害が性的興奮と結合し、殺人幻想の白昼夢にふけり、食人幻想によって自慰をしつつ、現実の殺人を不可避であると思いこむようになった」(前論:51).このうち「食人幻想」は『絶歌』で否定された.とはいえ、「ネコ殺し」については性的衝動によると述べているので、「性的サディズム」自体が否定されたのではないが、対人理解の難しさを感じさせるできごとである.

犯罪・非行の原因・背景を探求しようとするとき、被 面接者が面接者の意図を鋭敏に察知して、面接者が聴き たがっている供述をすることがある、非行に至った経過 や動機を調査しているときにも、親からの虐待や学校で のいじめが語られることを期待して面接していると、話 題にする前に「僕は虐待は受けていません」と先制され ることがある. 先入観を持たず,無心で面接に臨むことが大切であることを改めて感じさせられる.

3) 少年院教育

既存の資料によると、Aの立ち直り、生き直しの意欲は、少年院教育の中で醸成されたと伝えられている。しかし、今回少年院教育や少年院での生活は、あまり触れられていないが、触れられているわずかな部分だけを見ても、少年院教育がAに衝撃的な結果をもたらせたことが伝わってくる。

「一度だけ精神が崩壊する一歩手前まで追いつめられたことがある. (少年院教官から被害者の父母の手記を読むよう勧められ) 2 冊とも読むと僕はほとんど寝られなくなった. 布団に入ると, 犯行時の様子が繰り返し繰り返しフラッシュバックした. 僕は次第に精神に変調をきたし, 睡眠薬, 向精神薬を投与された. 自分が壊れていくのが分かった. このまま壊れてしまうほうが楽かもしれないと思った. 狂気の海に逃げ込もうとバシャバシャもがく醜く矮小な僕に, 少年院の教官たちは『それでも罪を背負って生きていくしかないのだ』と, 根気強く, 誠心誠意働きかけた」(A: 204-205).

「『心の弱い人が精神病になる』はたしてそうだろうか. 人間としての痛みをちゃんと真正面から感じているからこそ、病気になってしまうこともあるのではないだろうか.精神を病む人の心の皮膚はとても敏感で、他の人が平気なレベルの微弱な刺激でも、荒れたりただれたりするのではないか」(A:206).

これ以外には、少年院教育、少年院の生活についての記述は見られないが、Aは決して少年院での生活と教育を否定的には見ていなかったという証言がある。仮退院の少し前に、Aと面会した裁判官(当時)の井垣康弘は、「最後に少年が、「世の中のみんな僕を "殺せ、殺せ、といっているのに、少年院の先生方はそれを知ったうえで、僕に終始一貫して "生きなさい"と言い続けてくれましたね。と言ったのです。本人は死なせてくれと言っている。世間は殺せと言っている。それでも生きなさいと言って、僕に愛情を注いでくれた少年院の先生たちには感動したというのです。少年から褒められて先生たちはみんな喜んだそうです」(井垣・木村 2015:12)

Aの生き直しの意欲を生み出した少年院生活と教育になぜ触れられていないのか. 筆者は次の2点からの推測をしている.

推測の第一は、少年院での記録は、294ページにわたる『絶歌』にも盛り込めない分量であるのかもしれない。そのため続編を計画していたのに、社会的袋たたき状態にあって日の目をまだ見ていないのではないかと推測する。第二は、少年院教育の中でAは「人間革命」とも言うべき生き方の大変革を余儀なくされているが、それは、大きな傷付きを伴ったため、現段階では文章化するに至っていないのではないかと考える。

第二の推測を裏付けると思われる資料として、少年院で共に生活したという霧島玲悟(ペンネーム)の手記がある。霧島は、Aに語りかける口調で「まだお前と俺が同じ寮にいたとき、自分たちの病状について語ったことを、その時お前は自身の病状について『治らないんだよ……僕は異常性格だから』とぽつりと言ったことがとっても寂しそうで、俺の印象に残っている。生きてゆく中で治らない病気と対峙してゆくときに、人はどんな心境なのだろうか?」(今一生 2003:158)と記述している。

Aは事件後「死ぬことよりも生きることのほうが何千倍も怖かった」と述べていたが、少年院教育を受けて生き直す決心をしたときから「死より何千倍も怖い生」と対峙することになったのであり、10年以上たった今でも文章化ができないのかも知れない。

ある女性ライターは少年院教育の記述がないことから、「少年院教育は失敗した」と断定しているが、余りにも 軽薄な思考であり一笑に付すしかない.

(6) 仮退院後の社会内での更生支援

1) 社会の中で、理解ある人に支えられ、生き直しを決意 少年院仮退院後の支援を受けた状況については細かく、 詳しく、記述されている。そこでは、保護観察所関係者、 弁護士のサポートチーム、里親、協力雇用主、勤務先の 仲間との交流の状況を、感謝の気持ちを描きつつ、葛藤 をしながらも、社会性を日々豊かにしていくAの姿が生 き生きと伝わってくる。

社会に戻ってから、里親のもとで人生の再出発をすることになったある日、Aについてのテレビの特集番組を、 里親の妻と一緒に視聴した状況を次のように書いている.

「番組が終わると奥さんは、まるでずっと息を止めていたかのように、深く長いため息をついた。奥さんにとってもこの番組を見ることは辛かっただろうと思う。あの時ほど、身も心も奥さんを近くに感じたことはなかった。うれしかった。奥さんがどれだけ僕と向き合ってくれて

いたのか、寄り添ってくれていたのか、当時の僕は奥さんの深い気持ちをきちんと受け止めることができなかった. - 本当は嫌なくせに - 心の中でそうつぶやきながら、自分の過去を口実にして、僕は奥さんに対して壁を作っていた. 僕は最低だった. 卑屈で、醜くて、人の気持ちを想像できない、歪みきった人間だった. 奥さんは、僕の罪もろとも、僕を一人の人間として受け入れ、僕と僕の犯した罪に、静かに寄り添ってくれた. その体験は、今でも大事な糧となっている」(A:210-212).

また、保護観察官から社会復帰の指導援助を受けてきた経緯を詳しく報告しているが、保護観察期間が満了する数日前に、保護観察所の課長から子どもの服をもらったことで「自分の子どもの服を与えた課長の気持ちに思い至ったのは、ずっとあとになってからだった。他人の子どもを殺めた僕に対しては、たとえ保護観察官であっても、人の親として決して許せない気持ちを持つと思う。そんな人間に自分の子どもの服をあたえた彼の中には、どんな思いがあったのだろう。

課長だけではない、社会に出て以来、僕と接し、僕を支えてくれた人たちは皆、仕事としてだけではなく、ひとりの人間として僕と向き合ってくれたのではないか、今更いっても詮ないことだが、もっと早くそれに気づき、自分を支えてくれた人たちひとりひとりに、この感謝の気持ちを直接伝えたかった」(A:215-216)と回想している。

2) 自立への試行錯誤

Aは社会復帰後、多くの支援者に囲まれ支援を受けてきた。また、Aの前歴を知らない施設の利用者仲間や勤務先の同僚からも支えられてきたことを、感謝の気持ちを込めて記述している。ところが心の回復と併行して、このまま支援を受け続けているだけでよいのかという思いが生じてきた、その時の葛藤をAは次のように綴っている。

「保護観察終了後も、Yさんと複数の弁護士からなるサポートチームが、ボクと被害者遺族のパイプ役になり、謝罪の手紙を届けてくれたり、被害者の方からの伝言を受け取ったり、ボクに伝えてくれたり、いろいろ力になってくれた。なんの見返りもない、普通なら誰もがいやがるような難しい役所を引き受けてくれた彼らへの感謝の気持ちは当然強く持っている」(A:219).

「しかし、それとは別に、ある抑えがたい思いが、徐々

に熱を帯び始めた、思えばこれまでボクは、ずっと誰か に管理されてきた、逮捕後は国家機関に、釈放後はYさ んをはじめとするサポートチームのメンバーに」(A: 220),「でも夜布団に入ると,真っ暗闇の中で顔の見え ないもう一人の自分が、ボクにこう問いかけた、『贖罪 とは何なのか、罪を背負って生きる意味は何なのか、迷 いを抱え何一つ明確な答えも出せず、ただYさんたちに 言われるままに被害者に手紙を書いてお前は誰に向かっ て償いをしているのだ』、『一生そうやって安全なかごの 中で、自分の頭で何も判断せずにすむ状況で、自分の意 思で何かを選択することを避け続けるのか。『他人から 与えられた環境でしか生き延びられないなんて、それで、 生きているといえるのか』」(A:220-221). 苦悩と葛藤 の結果、Aは、「他人に引かれたレールの上から飛び降 り、しっかりと地面を踏みしめて、一歩一歩自分の足で 歩き、自分の頭で考え、自分の力で自分の居場所を見つ け、自分の意思で償いのかたちを見いださなければ意味 がない、そのためには、自分はどうしても『ひとり』に なる必要がある」(A:221)、との結論を得て自立しよ うと決心したようである.

(7) 贖罪の問い続けと、被害者・被害者遺族への謝罪 筆者が、『絶歌』で一番確認したかったことは、Aの 被害者への思いがどのように表現されているのか、贖罪 の努力がどのようにされていたのかであったが、反省、 悔悟、贖罪感を示す言葉が全編にわたって書かれていた. これを読んだ傷害致死事件で実刑となったことがある 40 歳代の男性は、「魂を揺さぶられました、心深く刻み 込まれる本です」と感想を述べていた. Aの事件を表面 的にのみ受け止め、「事件を起こして、一時的に注目され、死刑になろう」と考えている人にはこのAの思いを 熟読して欲しい記述である.

少年院教育の中で、Aは被害者の父母の手記を読み、精神が崩壊する寸前まで行ったことを紹介したが、仮退院後、里親のもとでAの犯罪についてのテレビ特集番組を見たときの感想を次のように書いている.

【テレビで、Jくんの兄の言葉をテレビで視聴して】 重い言葉だった、僕が施設で、のうのうとして守られている間、Jくんのお兄さんは、こんな気持ちを抱えながら一人くるしみ続けていた、僕が『謝罪したい』と思うこと自体傲慢なのかも知れない、これほどの苦悩を、憎しみを、僕はどうやって受け止めればいいのだろう、僕 は思考停止状態に陥り、途方に暮れてしまった」「他人の命を奪った罪を償う。それがどういうことなのか、簡単に答えが出せるはずがないし、簡単に答えを出してはいけないと思う。ひとつだけはっきりと言えるのは、自分自身の責任と判断で物事を選択し、自分の脳みそで、悩んで悩んで悩み抜き、自分の身体で行動を起こさなければ、一生、その "答え"に辿り着くことはできないということだ」(A: 221)。

Aは社会復帰をした年から毎年、被害者の命日近くに、被害者遺族に謝罪の手紙を送り続けているが、その心境について次のように綴っている.

「僕は二つの動機から被害者に手紙を書き続けた.まずひとつは、純粋に謝罪の気持ちを伝えるためだ.僕はずっと罪の意識にさいなまれてきた.本心からの謝罪の気持ちを、誠意を、決して被害者のことを忘れていないことを、自分のしたことで今も苦悩している姿を、自分の言葉できちんと伝えたかった.

もう一つは、『この1年間は、手を抜かずにしっかりと生き切ることができただろうか?』と、自分に問いかけ、1年分の自分の生き方を棚卸しするために、手紙を書く側面もある。もし被害者の方に気持ちが伝わらなければ、自分はこの1年間無駄に生きたことになる。何も考えなかったことになる。事件当時のモンスターのまま何も変わっていないことになる。自分だけではなく、これまで自分を信じ、支えてくれた人たちまで裏切ることになる。それだけは絶対に嫌だった」(A:280)。

さらに、毎年手紙を出すことは、Aにとって苦しい作業であるとして、「年を追うごとに、手紙を出すことへの重圧が増した。命日が近づくたびに、今年もちゃんとした手紙が書けるだろうかと、不安や恐怖に襲われ、限界を感じ、プレッシャーに押しつぶされそうになる」(A:280)と綴っている。

遺族も当初は手紙を受け取らなかったが、時間がたつにつれて感情が軟化し、手紙を受け取り、読むようにもなり、Aの反省悔悟の心境を認めるようになっていった。ところが、『絶歌』のいきなりの出版で遺族の感情は硬化し、Aの努力が一挙にご破算となったことはすでに述べたとおりである。

Aの反省悔悟の思いと贖罪への努力は、『絶歌』の最終に「被害者のご家族の皆様に」とのタイトルで、6ページにわたって綴られている。「自分は生きている。その事実にただただ感謝する時、自分がかつて、J君やAY

さんから『生きる』ことを奪っていた事実に、打ちのめされます。自分自身が『生きたい』と願うようになって初めて、僕は人が『生きる』ことの素晴らしさ、命の重みを、皮膚感覚で理解し始めました。そうして、J君やAYさんがどれほど『生きたい』と願っていたのか、どれほど悔しい思いをされたのかを、深く考えるようになりました」(A:291-292)、「生きることは尊い。生命は無条件に尊い。そんな大切なことに、なぜ自分はもっと早く気づけなかったのか。それに気付けていれば、あのような事件はおこさずに済んだはずです」(A:292-293)。

(8) A に続きかねない人へのメッセージ

最後にAは、過去のAの行為を英雄視して受け止めたり、生きることに絶望して死刑となることを願う人たちにメッセージを送っている。ニュース番組の中で視聴者参加型の討論会で、十代の少年が「なぜ人を殺したらいけないのか」と問を発したのに対し、ゲストの作家やコメンテーターの誰もが、説得力ある答えができなかったこと取り上げて、Aは次の通り答える。

「『どうしていけないのか分かりません.でも絶対にしないでください.もしやったら、あなたが想像しているよりも、ずっとあなた自身が苦しむことになるから』.こんな平易な言葉で、その少年を納得させられるとはとうてい思えないが、少年院を出て11年間、重い十字架を引き摺りながらのたうち回って生き、やっと見つけた唯一の、僕の『答え』だった.どんな理由があろうと、ひとたび他人の命を奪えば、その記憶は自分の心と体のいちばん奥深く焼き印のように刻み込まれ、決して消えることはない.何より辛いのは、他人の優しさ、暖かさに触れても、それを他の人たちと同じように、あるがままに『喜び』や『幸せ』として感受できないことだ」(A:282).

Aに続きかねない青少年たちは、社会、学校、家庭の中で排除されている。「生きている値打ちのない人間だ」と苦しんでいる人も少なくない。Aの事件の後でも、こうした青少年の他人の生命を奪う事件が続発している。Aは、他者に親切にされればされるほど、激しい自己嫌悪感に陥り、「自分は人の命を奪った人間なんだ。命を奪った上、さらにひどいことをし、被害者の遺族を今も苦しめている人間なんだ」(A:276)と、自分を責める毎日であるとし、「他人の真心が、時には鋭い刃となって全身を切り刻む。そうなってはじめて気がつく、自分

がかつて,己の全存在を賭して唾棄したこの世界は,残酷なくらい美しかったのだと」(A:282-283) と綴っている.

さらに、「一度捨て去った『人間の心』をふたたび取 り戻すことが、これほど辛く苦しいとは思わなかった. まっとうに生きようとすればするほど、人間らしくある うと努力すればするほど、はかりしれない激痛が伴う. かといって、そういったことを何も感じず、人間である ことをきれいさっぱり放棄するには、この世の中は、あ まりにも優しく、暖かく、美しいものであふれている. もはや、痛みを伴ってしか、そういうものに触れられな い自分を激しく呪う」「何度願ったか分からない. 時間 を巻き戻せたらと、もう遅い、二度とそこへ戻ることは できない、だから、せめて、もう二度と人を傷つけたり せず、人の痛みをまっすぐに受け止め、被害者やこれま で傷つけてきた人の分まで、自分の周囲にいる人を大切 にしながら、自分のしたことを死ぬまで目一杯、がむしゃ らに苦悩し、それを自分の言葉で伝えることで、「なぜ 人を殺してはいけないのですか?」というその問に、僕 は一生答え続けていこうと思う」(A:283)と決意を述 べている.

3 『絶歌』で明らかになった神戸児童連続殺 傷事件原因・背景の考察

(1) 思春期・青年期の三層構造の困難

Aがなぜ犯罪に至ったのか.家庭裁判所の決定では、

Aの抱える資質的な問題(性的サディズム,直感像素質等). 愛情不足による愛着障害. 虐待ともいえる 母親の厳しい子育てが要因となっていたと認定している.

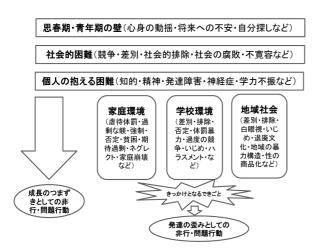


図2 非行・問題行動の流れ

ところが、Aは『絶歌』で、母親の虐待については否定 している。

Aが「母親の虐待」を否定したことで、Aの犯罪原因をめぐって小さな論争が起きている。井垣康弘は母親からの被虐待による愛着障害だと考えている。(井垣・木村 2015) 高岡健も同様にとらえている。(高岡健 2017)。草薙厚子は、Aが広汎性発達障害であったという不確かな情報をもとに、広汎性発達障害が主要な原因だと結論づけているが、精神科医の正規の診断はされていないようであり、本人に会ったこともない素人が断定できることでは決してない(草薙厚子 2015)。

筆者は、「犯罪や非行の加害者には、長い被害者としての歴史がある」を持論としており、幼少のころからの蓄積されたつまずきが、思春期・青年期になって一挙に顕在化するのではないかと考えており、三層構造の困難と、非行の防波堤ともなるべき家庭・学校・地域社会との関わり方などの総合的視点から検討するべきだと考えている。

図2は、青少年の犯罪・非行を、思春期・青年期の発達過程でのつまずきとして総合的な視点からとらえた図式であり、多感な思春期・青年期には、第二次性徴に伴う困難に加え、競争・差別などの社会的困難、障害・学力不振などの個人の抱える困難の三層の困難が健全な成長を阻もうとすると考えた。それに対して、家庭、学校、地域社会は、つまずく青少年に支援の手をさしのべて健全な成長を助けるべき防波堤であるのに、機能不全に陥っていると救済できないだけではなく、虐待・放任(家庭)、差別と排除(学校・地域)などで、非行・犯罪へと追い込む場合もある。Aの生育史を見ると幼少のころから困難を感じ取り何度もSOSのサインを出している。その時の父母・教師や専門職の対応を一覧表にした。

Aが感じ取った困難とSOSのサインを見ると、成長過程の中でつまずき、適切な支援が得られないままに、問題行動がどんどん大きくなってきたことが読み取れる。前論ではこのときの家庭と学校の対応について論じた、家庭では相当の努力がされたがAのニーズに合った支援はされず、かえって問題性を深めることとなってしまったようである。

Aの主な犯罪原因が、虐待による愛着障害にあるのか、あるいは、広汎性発達障害に起因するものなのかは保留し、成長発達過程の中で三層の困難に直面していたこと、そのうちAには個人資質の要因が異常に強かったこと、

	表 1	S O	Sの	サイ	ンで	ヒ対応
--	-----	-----	----	----	----	-----

	年齢 学年	兆 候	父母・関係者の対応	資料
1	3歳のころ	足が痛いと訴える	病院で診察,精神面からの症状と言われ, Aへの関わりを強化	父母の手記
2	小3のころ	兄弟でけんか、父が手を上げると、震えながら 「お母さんが見えなくなった」と訴える	小児科で診察,「過干渉による軽いノイローゼ」 との診断	父母の手記
3	同	「まかいの大まおう」「お母さんなしで生きてき た犬」を書く	不明	父母の手記
4	小6のころ	ネコ殺しを始める	噂にはなったが、行動は確認されず	朝日新聞
5	同	刃物をいっぱい突き刺した,不気味な粘土細工 作成	不明	父母の手記
6	中1のころ	他生徒の靴を隠す,ナイフで自転車タイヤを切 る等の異常行動	父母に児童相談所へ相談に行くように勧める. 児童精神科で受診	父母の手記
7	同	ナイフ, ノコギリ, ライター, ガソリン, ホラービデオなど万引き (審判決定書ではビデオの万引きのみ)	警察に補導される	朝日新聞審判決定書
8	中2後半	殺人妄想が起きる	確認されず,特に対応なし	朝日新聞
9	中2・3月	2 名の女児への殺傷事件	逮捕・医療少年院送致	
10	中3・5月	」君殺害・死体損壊	同	

父母の手記 - 「少年A」の父母 (1999) 『この子を生んで』文藝春秋朝日新聞 - 朝日新聞大阪社会部 (1998) 『暗い森』朝日新聞社

生育環境では、家庭環境が特別に悪かったわけではないが、より大きな困難を抱えるAに向き合うだけの力量はなく、周囲の支援態勢も家庭を支えられる状況ではなかったことなど、総合的なものに要因があると考える.

表1を見ると、SOSのサインをきちんと受け止められなかったのかと、残念に思うところが2カ所ある.第一には中学1年の時、異常な行動を受けて児童精神科で受診をしたときである.受診はしたが継続的な支援にはつながっていなかった。Aのような、資質的負因の大きい少年に対して、継続支援が犯罪の防止につながったかどうかは分からないが、凶悪犯罪防止の最初のチャンスがここにあったことは間違いはない.

第二は、ナイフやビデオの万引きをして、警察に補導されたときである。補導されたとしても、中1では触法少年の扱いを受けるので、一旦は児童相談所に送致され、家庭裁判所送致が必要と判断すると家庭裁判所に送ることができるが、この事件では家庭裁判所には送られていない。審判決定書ではビデオの万引きしか認定されていないので、ナイフ、ガソリン、ノコギリなどの万引きを警察は把握していなかったとも考えられる。もしここで、学校・警察・児童相談所の連携ができており、Aのそれまでの行動が整理され共有できておれば、万引き物件が

ホラービデオに加えてナイフ, ノコギリ, ライター, ガソリンであることが把握でき, 単純な万引きではないことが確認されていたと思われる. この時点で凶悪犯罪の 兆候を見逃したことが誠に残念である.

(2)「燃焼ガスモデル」でAの犯罪を考える

次にモンスターとも思われたAの猟奇的な凶悪事件は どのようにして生み出されたのかを、「燃焼ガス」モデ ルにより考察する。

筆者が考えた「燃焼ガスモデル」とは、ガス爆発をモ デルとしたものである. 最初は小さな、不満・不安・悩

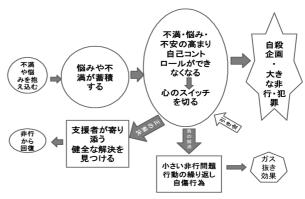


図3 非行・問題行動への高まり-燃焼ガスモデルで見る-

みなどが溜まりだし、大きな風船となって爆発しそうになる. 爆発からの離脱方法は二つある. 一つは正の方法での離脱で、SOSのサインを出し、相談者や周りの人に相談したり、カウンセリングを受けるなどすればよいのだが、それに至るまでに家庭に居場所がなかったり、学校からも排除されていることが多いので、正しい解決方向に向かうことは難しい. そのため、負の方法での離脱がはかられることが多い.

負の解決は、内に向かう場合と外に向かう場合がある。図3で、外へ向かったケースを見ると、思春期・青年期での困難や不満が蓄積し、最初は、小さな犯罪や深夜徘徊、不良交友、怠学という、犯罪や非行以前の問題行動を繰り返すことが多い、小さい犯罪や問題行動といっても、親にとってはなんとか正常なレールに乗せたいと、悩み苦しむ行為であるが、実はガス抜き効果となって、大きな犯罪に進むことを防ぐ自己防衛としての役割も果たしている。わが子の非行や問題行動に悩む親たちが、なんとかして行動を抑制しようとしても、止めるに止められない場合はこのようになった状態である。

一方,内に向かう場合は、自傷行為と引きこもりから 自殺念慮、さらには家庭内暴力という形などで顕在化す る

こうして、次第に自己コントロールができなくなっていくこととなるが、『絶歌』でもAが自己コントロールできなくなった恐怖を、「誰かに力ずくで止めてもらうしかなかった」「今すぐ終えてほしい、はやく死刑台に連れて行って全てを終わらせてほしい」と表現している。自己コントロールが不能となったときに、引き金となるようなできごとがおきると自己崩壊を起こすような事態となる、内に向かえば自死となり、外へ向かえば大きな犯罪となることさえある。

引き金となるできごとは、小さいことや些細なことであったりする.「部活で丸刈りが強制されたがそれが嫌だったので」(岡山金属バット母親殺害事件,2000.6)、「成績が下がったことが分かると父に叱られる」(奈良自宅放火致死事件,2006.6)などの小さな理由が報道されると、それが犯罪の原因のすべてであると単純にとらえられ「少年は怖い、些細なことで人を殺す」という言質が一人歩きをしたりする.

犯罪全体の検討をする場合は、 蓄積されてきたものと、蓄積の過程、 困難から離脱しようとどのように努力がされてきたのか、 なにが引き金となったのかの3

点から検討する必要がある. その視点で見た A の状況は次の通りである.

蓄積されてきたものと、蓄積の過程

Aは少なくとも小学校の中学年のころから満たされない気持ちを抱き、不満や不安感を蓄積してきている.特に母親との関係が、虐待・被虐待関係ではなかったとしても、情緒的関係が結べていない. したがって、愛着障害による影響は大きい.

また、Aの抱えた個人的資質の負因も困難を増幅させていることは間違いない. さらに、Aが広汎性発達障害を抱えていたのではないかと考える人もいるが、そうであったとしたら、これもAの抱える困難を生み出す要因の一つとなる.

困難から離脱しようとどのように努力がされてきたのか (いわゆるガス抜き)

Aにとって、不満がたまったとき祖母や愛犬に慰められることでガス抜きとなっていた。ところが両者の死によって、頼る対象がなくなり、それにかわる対象との出会いがないまま、両者の死によって蓄積される一方となり、小学校6年生となって顕在化してきたことが読み取れる。一方、表1で示したように、SOSのサインが負の形ではあるが何度か出されているものの、きちんと受けとめられず、最悪の状態へと突き進んでしまった。

なにが引き金となったのか

Aの場合引き金となったのは何か、「絶歌」では祖母の遺品(あんま機)で自慰をして射精したと秘密の開示をしている。これは、精神科医の鑑定でも隠し通そうとしたAの秘密である。その後Aは自己嫌悪感を高め、以後、ナメクジ殺しから、ネコ殺しへと異常な行為をエスカレートさせていき、自己コントロールができないまま、連続殺傷事件へと突き進む。筆者は、祖母の遺品での射精をしたことで高まった"罪悪感"が引き金となったのではないかと考える。

「よい子」がいきなり型の凶悪犯罪を起こすプロセスも、「燃焼ガスモデル」では分かりやすい、常に教師や親に反抗している非行青少年は、反抗することでガス抜きがされているが、「よい子」と見られている青少年は、「よい子」を演じなければならない脅迫感に追いつめられていることが多く、問題を自分の中に貯め込んでしまう。そのため、引きこもり傾向を始め、自傷行為や自殺願望として問題が表面化する。こうして、自己否定感を強めながら、不満・不安・悩みなどが蓄積してどうにも

ならなくなったときに引き金のようなものがあると一挙に爆発してしまうのではないかと考える.

社会を震撼させる,青少年の凶悪事件の加害者には, 犯罪や非行歴がなく,学力も高い人の割合が以外と多く, それまで「よい子」と見られてきた人がいきなり,しか も凶悪な事件を起こし周囲を驚かせることとなる.『「よ い子」が人を殺す』(尾木直樹 2008 青灯社)と命名した 書籍さえ出版されている.

言い換えれば、小さな非行や問題行動の反復は、凶悪 犯罪や自死に向かう自己を守るための自救行為であるこ とが多い、危険な思春期・青年期を乗り越えると、いつ しか「普通の社会人」となっている人が多いことが何よ りの証拠である。

(3) 少年Aの犯罪はどうすれば食い止められたのか

Aは、小4に祖母が亡くなってから死を考えるようになり、「ネコ殺し」を行い、自己否定感をどんどん深めていったが、中学に入ってからは、「自己否定」からさらに深化して、「人を殺して死刑になる」ことを願うなど、「自己破壊」的な生き方へと突き進んでいる。こうしたAに対して、2)で見たようにSOSのサインをキャッチしたとして、確実に犯罪を防ぐことができたと断定はできないが、支援のしかた次第では犯罪を未然に防ぐことができた可能性はある。

非行少年や犯罪者と向き合っていると、凶悪犯罪を起 こしかねないと感じられる人と出会うことが時々ある. 保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設などでは、 常にそのような人を抱えて四苦八苦している. 少年院で も同様で、処遇の難しい少年の割合が年々高まっている という. 筆者も保護観察官の時, 犯罪の衝動が抑えられ ない処遇困難な人と数多く接してきたが、じっくりと寄 り添い、話しを聞き、就労などの支援を繰り返し行い、 たまには叱りを加えて、気長につきあう方法をとってき た. ある30歳代の男性は、怒りのコントロールが苦手 な人で、電話や面接で「○○に腹が立つ、殺してやる」 と興奮状態になることがよくあった. その場はじっくり と時間をかけて話しを聞き、落ち着いたときには注意を するという方法で気長に対処した (それ以外に方法がな かった). それでも、長くつきあうことで大きな問題行 動を起こすことなく、次第に落ち着いてくるという体験 を積み重ねてきた. 怒りの蓄積の根本的な除去は難しい が、聴き手となってガス抜きをすることで、犯罪への突

き進みを防止するという手法である.

(4) 自己否定型犯罪としての神戸児童連続殺傷事件

『絶歌』でAは、自分はモンスターではなかったと再三にわたって訴えている。「一連の犯行に及んでいるあいだ、僕は常におびえ、焦り、混乱していた。心の中ではパニックを起こし泣き叫んでいた。僕は冷酷非情なモンスターでも、完全無欠の殺人マシーンでもなかった。 憐れなほど必死だった」(A:34).

精神鑑定で鑑定された「性的サディズム」は否定されていないが、「食人幻想」をAは明確に否定し、J君殺害の動機を、「僕はJ君と自分自身を、タンク山で同時に絞め殺してしまった」(A:127)と、心理的無理心中であった旨のことを記述している。

筆者は、青少年の凶悪犯罪について考察を深めてきたところ、犯罪内容は「反社会的犯罪」であっても、加害者視点に立って考えると、反社会性は認められない事件がほとんどであることが分かってきた。筆者が分析した犯罪類型は次の通りである。

反社会性型犯罪

社会に反抗し、社会の秩序を否定し破壊することを目的とした犯罪で、「相模原市障害施設集団殺害事件」(2016.7)がそれに当たると思われる。以前は公安事件を中心に多くあったが最近はほとんど見られない。

社会不適応型犯罪

貧困や学力不振などから社会に適応できず、主に集団で非行や問題行動を繰り返しているもので、普通大きな犯罪を起こすことは少ないが、川崎市中学生殺人事件(2015.2)のように、集団心理や虚勢心理が働いて重大な事件を引き起こすこともまれにある.

自己否定型犯罪

自尊感情を失い、自暴自棄となって起こす犯罪類型.なかには「生きていても仕方がない」「死刑になりたい」などの心境に陥り殺人事件を起こす場合もある.典型的なのが秋葉原集団殺傷事件(2008.6)や土浦市荒川駅前集団殺傷事件(2008.3)であり、名大生の知人女性殺人事件(2014.12)も該当すると思われる.このように、凶悪事件での同類型はかなり多い.

以上の犯罪類型で分析すると、Aの犯罪は、外形的には著しく反社会的犯罪であるが、動機や心理の面から見ると、明確に「自己否定型犯罪」に当たる.ここ最近の犯罪統計では、少年犯罪はどんどん減少しており、20

歳代の青年層の犯罪も減少している。一方自殺数を見るとやや減少傾向にあるものの高止まり状態にあり、現在10代、20代の青少年の死亡原因の第一位を占めている。一般的には、犯罪と自殺は全く関係ないとみられているが、「自己否定型犯罪者」の特徴の一つに「自殺願望」があり、自殺と凶悪犯罪が紙一重の差の状態となっている場合もある。現に、秋葉原事件の加害者 K は、何度か自殺に失敗した後に、「自殺ができなければ死刑になろう」と大量殺人を計画し遂行している。

ただし、この境界にいる青少年で犯罪を起こすことは少なく、むしろ長期の引きこもりとなったり、自殺を企てたりして、周囲の人々を混迷させている人が圧倒的に多いのではないかと筆者は推測する。そのうちのごく一部が、いきなり犯罪を、しかも凶悪犯罪をして社会を驚かせているのであろう。精神科医の高岡健は、「自分を殺すことと他人を殺すことをメダルの裏表としてワンセットで考えることが大切です」(高岡健 2003:30) と述べている。

したがって、Aがあのような猟奇的な凶悪事件を起こ しているにもかかわらず、事件直後から A に共感し事件 手口を模倣した犯罪 (せいぜい脅迫状の送付までだが) が続出していた. 筆者は当時、保護観察官として少年院 や刑事施設で収容者の社会復帰支援の仕事をしていたが、 Aを模倣した犯行予告状を送ったり、脅迫電話を小中学 校にかけて補導・検挙された少年数人と面接した、その 中で、威力業務妨害で少年院送致となった 19 歳の大学 生がいた、彼は大学生活になじめず、半ば引きこもり状 態となり2度ほど自殺を企てたが失敗したことから、A にあこがれて殺人事件を起こして社会に注目され、死刑 となって人生を終えたいと思った、そこで、被害者とな る子どもを物色したが、「自分には殺人事件などできな い」と悟り断念したものの、苦労して作った犯行声明の 手紙を無駄にしたくないとの思いから新聞社に送付し、 子どもの生首の代わりにキャベツにケチャップを真っ赤 にかけて、ある中学校の校門に置いて逮捕されたという 事件であった.

以上のとおり、Aの事件はモンスターが起こした事件とは断言できず、50年に1件あるかなしかの例外的な事件でもなく、今後も続発しかねない事件であることが読み取れる.

凶悪犯罪が起きる度に、少年事件の厳罰化が決まり言葉のように主張されるが、「自己否定」から「自己破壊」

に進行した青少年を前にしては、厳罰での抑制効果は期待できない. それどころかAの事件や秋葉原事件などは、死刑となることを目的としており、死刑制度があったため起された事件である.

4 自己否定型犯罪者の更生過程と更生支援の あり方

(1) Aの更生過程

まずは、筆者の考える、犯罪を行った人が立ち直り、 更生に至る過程を見てみたい.

最初に、「犯罪を行った人を変えるのは、人の心しかない」と結論を述べる.図4は一般的な立ち直りへのプロセス図である.少年司法の手続きで見ると、犯罪を行い逮捕され取り調べが終わると同時に、専門職による更生支援への取り組みが進められる.少年係の警察官、家庭裁判所の調査官と裁判官、少年鑑別所心理専門職と法務教官、少年院に収容されれば少年院教官、保護観察となれば保護観察官と保護司などこれまで出会ったこともない人々との接触が始まり、「心の支援」で「心のスイッチ」が入り、閉ざされていた「心の扉」が開かれるが、これまで伝えられた情報では、少年院の生活と教育の中でこれらが実現したといわれており、このことは前論で詳しく紹介した.

なかでもお父さん役の少年院教官との交換日記のエピソード (前論:53-54), お母さん役となった女医とのエピソード (前論:54), 気のあった教官が転勤すると知ったとき, 二人で抱き合って泣いたというエピソード (前論:54) などがそれを裏付けている.

ところが、『絶歌』では、少年院での情景が意識的に 避けられているため、少年院教官やお母さん役となった といわれている女医との関わりを読み取ることができな い

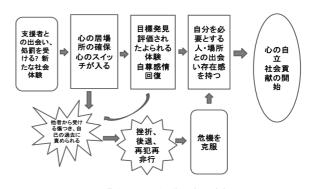


図 4 非行・問題行動の克服支援 1

一方、社会復帰後の状況については詳しく記述しており、里親や支援者との接触の中で、人を信じ、心の傷を回復していく情景が詳細に伝えられている. (本論 2-(6) 参照)

Aは、保護観察官との接触の中で、「僕を支えてくれた人たちは皆、仕事としてだけではなく、ひとりの人間として僕と向き合ってくれたのではないか、今更いっても詮ないことだが、もっと早くそれに気づき、自分を支えてくれた人たちひとりひとりに、この感謝の気持ちを直接伝えたかった」(A: 215-216)、と記している.

立ち直りの過程は図4のとおりである。順調に経過すればこれに越したことはないが、まず順調にいくことはなく何度か揺れ戻しがある。挫折・後退・再犯再非行・自殺企画などの後退現象が繰り返されることが多いが、外見的には元に戻ったように見えても、立ち直り途上の一時後退であるので、支援を投げ出してしまうと、それまでの努力が水の泡になる。

Aの一時的後退は、少年院教育の中でも何度かあったと伝わっているが、社会復帰後も繰り返されている. 『絶歌』では、仕事で知り合った先輩に家に招かれ、家族に紹介された場面が書かれている. その時小学校に上がったばかりの先輩の娘さんが、被害者のAYさんとダブリAは激しく動揺する. 「無邪気に無防備に、僕に微笑みかけるその子のまなざしが、かつて自分が手にかけた幼い二人のまなざしに重なって見えた. (中略) 涙が止まらなかった. 社会に出てから傷ついた体験は何度もあった. でもこの時ほど、辛くて苦しい気持ちになったことはない. (中略) この世には、取り返しのつく過ちと、取り返しのつかない過ちがある. 自分のしたことは、後者なのだと実感した」(A: 273-324). 彼はその日から、この先輩とコミュニケーションがとれなくなったと述べている.

さらに、Aを慕う中国人の後輩が、Aの写真が欲しいとカメラを向けたとき、衝動的にカメラを壊している。「信頼されている? 人の役に立っている? 必要とされている? 社会の一員として受け入れられている?そんな者はすべてファンタジーでしかなかった」(A:276)と、激しい自己嫌悪に陥る情景を記している。

Aはその後転職を重ねて働きながら、自己の思いを伝えるためには、どうしても書かなければならないとして『絶歌』を書いた. いまなお、苦しみあえぎながら、立ち直りの道を模索していると思われる.

(2)「自己否定型犯罪」に対応する更生プログラムの検討

Aのように処遇の手がかりもないと感じられる処遇困難な「自己否定型犯罪者」ではあっても、粘り強い更生支援が様々な人々と機関によって取り組まれている.

そのうち、2003年7月に起こされた、長崎中学生男児殺人事件の教育支援の一部が開示されている。この事件は、中学1年の男児生徒(12歳)が4歳の男児を誘拐し、ハサミで局部を切り取り、立体駐車場の屋上から突き落として殺害したという凶悪犯罪である。審判で少年は国立児童自立支援施設に送致された。教育は4年に渡って行われその後里親に委託されることになったが、里親のもとに向かう途中自殺目的で失踪、その後保護され再び児童自立支援施設に戻されている。国立の児童自立支援施設での処遇は次の通りである。(要約・ナンバーリングは筆者)

少年は、知的能力では問題なかったが、人とのコミュニケーションは苦手だった。事件後、家裁や児童相談所、施設などが関わるが自分の立場と相手の関係性がなかなか理解できなかった、これは、発達障害の特性の一つである.

更生への取り組みの中で施設が一番苦労したのが事件と向き合う「直面化」児童精神科医の治療を週1回受け、家族や社会に与える影響を考える心のトレーニングを積んだ、相手の立場に立って手紙を書く、『ロールレタリング』はその一つ、遺族の手記を読み、遺族宛を想定した文章を綴ったこともある。

「少年は心の内にある思いと、出てきた言葉が食い違うことが少なからずある」. 担当医が少年の胸深く潜んでいる思いに気づかせ、言葉に結びつけて積み上げる. こうして内省を教えた.

内省の深まりと共に、少年は「死にたい」と漏らすようになった。関係者は「死んでは贖罪にはならない」と根気強く伝えた。(長崎新聞社 2017:31-32 要約)この少年は、22歳のときに社会復帰し、現在 (2017.8) 26歳になっている。再犯をしていないかどうかが心配であるが、長崎新聞社では再犯の情報はキャッチしていないという。

筆者は、たとえ、劣悪な家庭環境や障害などの困難を 抱えた青少年であっても、きちんとした支援態勢を組め ば、犯罪や非行から卒業できるだけではなく、その人の 体力と能力に見合った、社会参加、社会貢献ができると

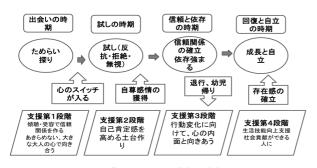


図5 非行・問題行動克服支援2

考えて、図5のとおり社会における4段階支援による更生プログラムを考えた。

第1段階は、受容・傾聴を土台とした信頼関係の確立である。Aについてはこの段階で苦労し長くかかったようである。疑似家族を構成して「信頼できる大人がいる」ということをAが実感としてとらえることができるまで、少年院関係者の涙ぐましい努力があったと漏れ伝わっている。

第2段階は自己肯定感の育成である。自己肯定感が育っていないと前向きな生き方を行うことは難しい。社会全体がAを全面否定し、更生の努力を妨害し、再犯に追い込もうとさえしているなかで、Aが自己肯定感を持つことが困難な状況にあり、このことが心配される。

第3段階は行動の変化を求める支援である。ある少年 院教官が「性格は変えられないが、行動は変えることが できる」と教育していたのを見て感心したことがあるが、 Aもおそらくこのような指導を受けてきたと思われる。 認知の歪みを正す「認知行動療法」もこの段階で行えば 効果を上げることも可能である。

社会的生活向上能力支援を第4段階としている. 社会的技能トレーニング (SST) は非行克服支援プログラムの中でも重要な技術であり、最後の段階で集中的に行うこととしているが、それ以前の段階でも適宜実施する必要がある. 例えば就労支援の一つとしての、就職面接のロールプレイや、家族とトラブルが生じたときの解決策のロールプレイなどを取り入れながら支援を進めることで効果を上げることができる.

『絶歌』に詳しく書かれた社会復帰後のAの努力を見てみると、第1~3段階を常に反復確認をしながら、第4段階である、社会適応と社会的技能の向上に努力している姿を読み取ることができる.

5 20年後の考察

(1) Aは更生したのか

「絶歌』出版後,ほとんどのメディアは,「Aが更生していない」を前提として記事が組まれている.明らかに再犯を待って虎視眈々としているメディアも少なくないだけではなく,一部メディアに至っては,再犯に追い込むような挑発報道を行っている(注4).

更生したのかどうかについて考えるにあたって、「更生」についての定義について確認したところ、『広辞苑』では「信仰反省などによって心持ちが根本的に変化すること.過去を清算して、生活態度を改めること」と定義されているが、法的に明確なものではなく人様々な解釈がされていることが確認された.筆者は「更生」については次の三つの角度から評定するべきだと考えている.

1) 刑事司法制度上の更生

刑事司法の手続きで、実刑になった人については、刑 の刑期満了後5年以上犯罪がない場合は「再犯の恐れな し」との扱いを受け、犯罪によって受けた資格制限もほ とんどが解除される. さらに、10年を経過すれば「前 科抹消」手続きがされ、犯罪人名簿からも抹消され資格 制限はすべて解除される. 実際にも、刑事司法の実務家 の間では、犯罪による処罰終了後5年間再犯がない場合 は、再犯の恐れはきわめて低くなった(=更生した)と 判断している. A は保護処分の一つの少年院送致処分を 受けているので、実刑となった訳ではないがそれに準じ て考えると、事件を起こしてから20年6月が経過し、 社会復帰をしてから13年5月が経過し、この間も常に 事件報道が頻繁に再現され、罵詈雑言を浴びせられ、 「再犯待ち」ともいえる報道にさらされ続けているにも かかわらず、再犯をしたとの情報がないことを考えると、 刑事司法制度上はまちがいなく更生の段階に達している.

2) 社会的認知としての更生

これは、社会的に更生したと認知されたかどうかを判断する基準であり、一般的に、刑事司法制度上の基準よりも厳しい、筆者は、前論で「 最低基準として、再犯がなく、またそのおそれも感じさせないこと、 平均的な社会人としての、健全な社会生活を営んでいること.

人命に関わる事件を引き起こしている場合は、被害者 遺族に対して誠心誠意の謝罪と、可能な限りの弁償措置 を継続的に続けていること、 可能な範囲で何らかの社 会貢献を行っていること」の4つの指標を示した.

その指標に従って見ると、 については、合格点に達している. についても、おおむね到達しているのではないかと思われる. については『絶歌』を出すまでは、被害者の遺族もAの誠意をそれなりに評価していた. ところが、『絶歌』の出版により一挙に崩れ去ってしまった. については不明である. 以上の通り筆者の基準で、「更生した」と判断するには、 と についての見直しと努力が必要であるといえるが、その実行については社会の寛大さと協力見守りが不可欠である.

3) 心理上の更生

当事者本人が、広辞苑で示された生き方を貫くと共に、再犯の不安感もなくなり、円滑に社会生活を送ることができる状態となっているか否かが基準となる。『絶歌』を見るとAはまだその段階に達していないだけではなく、何パーセントかの再犯の不安を常に感じながら生活していることが伺える。Aは「一生をかけて罪の償いをする」と宣告していることから、生涯をかけて更生への努力を続ける決意のようであるので、心理面での更生達成は「棺を蓋いて事定まる」(晋書劉毅伝)の故事通りとなる可能性が強い。

(2) 生育史や犯罪体験を言語化・文章化する効果

1) 自分史作りの実践

筆者は、犯罪や非行を繰り返していた人の立ち直り支援を多彩な方法で行っているが、そのうちの一つに自分 史作りがある。自分史と言っても生育史と非行・犯罪体験が中心で、図3の燃焼ガスモデルにしたがって次の手順で進めている。

その流れは、これまでどのような負の体験が重ねられたのか、それがどのような負の遺産として蓄積されたのか、 負の体験だけではなく正の体験はなかったか、それがどのように正の影響となったか、 SOSのサインを出した体験とそれに対して支援を受けることができたか、 何がきっかけで、非行・犯罪中心の生活に落ち込んだのか、なぜ、そこから離脱できなかったのか、非行・犯罪中心の生活から離脱しようと決意したきっかけはなにか、の手順で進めている。

筆者は、人命に関わる事件を起こし、10 余年服役して社会復帰をした40歳代男性の更生支援活動を現在続けており、自分史作りと人生の振り返り作業にかかって

いるが、支援の一環として『絶歌』を勧めたところ、自身と重なる部分については直視できず一部は飛ばし読みをしたものの3回熟読したという。同人は、「よくここまでの自己開示ができたものだ」「よくここまで、自分の心をここまで文章化できたものだ」と感嘆していた。「なぜ人を殺してはいけないのか」という問に答えた部分ではAに強く共感し、終章の「被害者のご家族の皆様へ」からは、魂が揺さぶられる思いがしたと感想を述べていた。さらに、自身の体験に投影して、「Aは心から反省している、必ず更生する。自分をさらけ出した以上後戻りはできない」と述べ、「自分は、ここまで自己開示はできない、それだけの自信と勇気がない」とやや逃げ腰になっていたが、Aほどの凶悪事件犯罪者でも変わることができるという事実に勇気づけられ、意欲的に自分史作成に取り組んでいる。

2) 生育史と犯罪体験を言語化・文章化する効果

生育史と犯罪体験を、言語化または文章化することで、 次の効果があると考える.

犯罪の土台を作った三層構造の困難 (図 2) を確認することで、環境的な要因と、個人的な要因を明確にすることができる。それがないとすべて自己責任として 丸抱えをしていまい展望が開けない。

原因の蓄積過程と引き金となったもの(図3)を明確化することで、今後何に注意をして生活すればよいのか、困難と出会ったときに、どのような対応が必要なのかを自覚し、危機的場面があっても適切に対応することができる。

更生の過程での、特に挫折体験とそこからの回復努力 (図 4) を言語化・文章化することで、挫折を乗り越えることの大切さと、挫折を乗り越えてきたということを確認することで、自信を付けることができ自尊感情を育むことも可能である.

生育史の全体の流れを見つめながら、評価点 (ひどい 生活環境の中で生き抜いてきたことなど) をまず確認 し、反省点 (多くの人に心身の傷を与え、迷惑をかけ てきたこと) を確認し、改善すべき課題をまとめることができる.

最後に、反省をしながら、贖罪活動をしながら、まっとうな生き方を貫くことを宣言することで、再犯のない生き方を自己に課することができる.

『絶歌』の全体構成もおおむねそのようになっている

が、専門家が関わっていないため、十分体系化されたものとはなりきっていないことが問題である.

3) 言語化・文章化の効果と『絶歌』の出版

事件発生 20 年を間近にして、A が自己の体験を文章 化しようとした真意はよく理解できる。そうして生み出された『絶歌』が、2) で示した効果を生み出していることが確認できる。

一部では、「犯罪者が出版するなどは認められない」という意見を述べる人もいが、犯罪者自身が後悔・反省を土台として執筆した魂のこもった著作は、永山則夫の手記や著作が感動を持って読まれているように社会的価値は高く、「絶歌」もそれに準じた内容であると考える.

ただし、何度も書いてきたように、今回の「文章化」が即商業出版へとつながったことに問題があり順序としては、文章化された原稿をまず支援者やAの更生を真底から願う専門家に閲覧してもらい、次に出版方法を検討し、最後に遺族・被害者の了解を取るという手順が必要であった。ただ、最終的に遺族・被害者が了解しない場合はどうするのかが問題である。筆者は基本的には商業出版はしてはならないと考えるが、専門家や支援者を対象とした限定出版とすることは許されるのではないかと思う。

(3) 『絶歌』出版をめぐる公共・大学図書館の対応ついて 『絶歌』に対する社会的な袋たたきのなかから、公共 図書館や大学図書館で購入を取り止めたり、購入しても配架しない動きが報道された。公式理由としては、「被 害者遺族の心情を考えての措置」とされているが、購入・配架を中止した公共・大学図書館の多くが、『絶歌』出版前に発刊された秋葉原事件加害者 K の著書を購入し配架している実態がある。いうまでもなく被害者の数は「秋葉原事件」のほうがはるかに多いので説明には整合性がない。

筆者は前論で「さらに厳しい要求をAに突きつけたい. それは、被害者と被害者遺族の承諾が絶対条件であるが、時期を見て自ら社会に名乗り出て更生の過程を語ってほしい. Aの告白こそ、「人の愛と科学の力」と、日本の少年司法制度の卓越性を確認することができる証しとなるであろう」(前論:59) と記しているが、Aが、被害者や被害者遺族に何の断りもなく、一挙に商業出版に突き進んだことは許されるものではなく、Aを支援し支えて

きた人たちにも、裏切られた思いを抱かせることとなった.

しかし、これまで見てきたように、『絶歌』の内容は「玉石混淆」で多少の「石」の部分を含みながらも、率直に自己を開示し、問題点を隠すことなく語って自己分析と自己批判をしており、凶悪事件犯罪者でも科学性に基づいた真心のこもった支援によっては、立ち直ることができるという確信を得ることができることを示した社会的価値のある貴重な出版物である。同時に、Aに続きかねない「自己否定型犯罪」に陥りかけている人でも、Aの意図を率直に理解すれば、その状態から立ち直る勇気が与えられる出版物であり、現に筆者が立ち直り支援をしている40歳代の男性は、「生き続ける勇気が与えられた」と語っている。

社会、学校、家庭の中で排除され、「生きている値打ちのない人間だ」と苦しんでいる青少年は少なくない、Aの事件の後でも、こうした青少年の他人の生命を奪う事件が続発している。さらに、今なおAを英雄視している青少年も存在している。Aに続きかねない極限状態にある青少年に向けてAは、「自分のしてしまったことを死ぬまで目一杯、がむしゃらに『苦悩』し、それを自分の言葉で伝えることで、『なぜ人を殺してはいけないのですか?』というその問に、僕は一生答え続けていこうと思う」との覚悟を表明している。

作家の雨宮処凛は、事件が起きた当時経済的にも精神的にも不安定な状態にあり「世の中がめちゃくちゃになればいい」と思っていた。そのためAを「世界を破壊した英雄」とあこがれていたと述べている。『絶歌』を読んだ感想を、「少年院仮退院後の流転の日々から、いまのAが生きづらい社会でもがく一人の普通の人間だと分かりました。その点、かつてと違う意味での『共感』を抱いたのも事実です。私はいま、格差や貧困などの『生きづらさ』の正体を見いだそうとしています。取材で接する非正規労働の若者といまのAの姿は、そう遠くない。自分のしでかしたことに、もがき苦しむ一人の人間に見えました」(中日新聞:2017.7.8)と語っている。

そのような貴重な資料の配置を回避した、公共図書館や大学図書館の判断には疑問が多い. しかも、「絶歌」を熟読した上で回避したのであればまだ許されるが、おそらく、ほとんどは、メディアのセンセ・ショナルな報道を丸受けして決定したように思う.

数年前、原爆被害と戦争の根絶への願いを描いた漫画

日本福祉大学子ども発達学論集 第10号 2018年1月

『はだしのゲン』の一部の描写が残酷であるとして、ある市民団体が学校や公共図書館からの撤去を求めたことから図書館が閉架したり、教育委員会が学校に対して書籍の回収を指示したとの報道があった。筆者はそれと同等のゆゆしき問題だと考えている。

最後に

Aの事件が起こされたとき、筆者は 40 歳代の中堅の保護観察官だった.「Aは、なぜあのような事件を起こしたのか」「Aは更生できるのか」が常に頭から離れないまま、同時に、Aの再犯を恐れながら犯罪や非行の克服支援の仕事を続けてきたが、幸い再犯をしたという報道はなく、2013 年には「15 年後の考察」を書き、今 20年目を迎え「20 年後の考察」を書くことができた.

筆者は、「傷ついた人の心をいやすのは、人の心しかない」との持論を持ち、犯罪や非行を行った人と向き合ってきた。筆者が尊敬している犯罪・非行の体験者 Z 氏は、「非行少年は必ず変わることができる、ただし一人では変われない」を持論にして、再非行防止活動に邁進している。

「絶歌」で確認したAの社会復帰後の努力は、この二つの持論の確かさを証明してくれている。それでもAの再犯の心配は払拭できない。というのは、Aに対し繰り返される罵詈雑言や、一部メディアの再犯を誘発しかねない挑発的報道を見ていると、もし自分がAの立場に立っていたとしたら耐えられるという自信はない。今後、Aの努力が正当に評価され、たとえ犯罪体験があっても、更生の努力が正当に認められる寛容な社会作りに努力したい。できれば今後「25 年後の考察」「30 年後の考察」と書き綴っていきたい。

引用・参考文献

元少年A (2015)『絶歌』太田出版

(前論) 木村隆夫 (2013)「神戸児童連続殺傷事件,加害者Aの更生過程の考察」

『子ども発達学論集第5号』日本福祉大学子ども発達学部 長谷川豊 http://blog.livedoor.jp/hasegawa_yutaka/archi ves/44422709.html

寺林智栄 http://terarin.exblog.jp/24179765/ 尾木直樹 (2008) 『「よい子」が人を殺す』 青灯社 長崎新聞社報道部 (2017) 『闇をてらす』 長崎新聞社 草薙敦子 (2015) 『元少年 A の殺意は消えたか』 イースト・プレス

高岡健 (2003) 『引きこもりをおそれず』ウェイツ

高岡健 (2009) 『発達障害は少年事件を引き起こさない』 明石 書店

井垣康弘, 木村隆夫 (2015)「少年Aと『絶歌』」『ざゆーす 15 号』新科学出版社

高岡健 (2015)『絶歌論』批評社 少年Aの父母 (1999)『「少年A」この子を生んで』文藝春秋 朝日新聞大阪社会部 (1998)『暗い森』朝日新聞社 今一生 (2003)『酒鬼薔薇聖斗への手紙』宝島社 週刊新潮「少年Aが自己顕示した『14歳の肖像』」2015.7.2 号 雨宮処凛 中日新聞 2017.7.8 号

注

- (1) 本論に紹介している筆者が体験した事例は、本質を変えない範囲で加工して掲載した.
- (2) 『絶歌』では被害者の氏名を実名記載しているが本論では イニシャルとした.
- (3)「史上最年少シリアルキラー」のストーリー 「シリアルキラー」とは連続殺人犯をしめす造語(米)、 「史上最年少のシリアルキラーのストーリー」とは、2007 年にインドで8歳の子どもが、3人の乳幼児を殺害した事 件を指すと思われる。
- (4) A を極度に否定的した報道等には次のようなものがある 「気をつける 『元少年 A』 が歩いている」 週刊新潮 2015.6.25 号

「元少年A潜伏生活一部始終と『猫の大量虐殺』の戦慄」 女性セブン 2015.7.30号